

局地的な大雨に対する下水道施設内作業の安全確保に関する特記仕様書

名古屋市上下水道局

(目的)

第1条 この仕様書は、下水道管きょなど下水道施設が近年多発する局地的な大雨による急激な雨水流入により、流速、水位が変動する可能性のある場所であることに鑑み、下水道施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止または中断するなどの予防的な対応も含め、受注者または受託者（以下「受注者等」という。）が、下水道施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保することを目的としている。

(基本事項)

第2条 施工計画または業務計画（以下「施工計画等」という。）の作成に際しては、「局地的な大雨に対する下水道施設での作業等安全施工技術指針」（以下「指針」という。）を参考にして安全管理計画などを策定して、作業等を実施すること。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、指針 1-2 用語の定義の例による。

(事前調査)

第4条 受注者等は、監督員と協議して、下水道施設情報など（流域範囲、流入系統、マンホール深さ、管きょ勾配、マンホールでの上下流管きょの落差、材質（滑りやすさ）、通常時の水位、降雨時の状況など）の収集に努めること。

また、必要に応じて施行場所の上流域のポンプ施設・工場などの大規模排水施設や下流海面の潮位、放流先の河川水位及び雨水ポンプの運転などで水位上昇の原因となる情報についても収集に努めること。

(現場特性に応じた作業等の中止等に係る基準の設定)

第5条 受注者等は、指針に定める「標準中止基準」を遵守して、現場特性に応じた作業等の中止等に係る基準を定めること。

2 受注者等は、前項の中止等に係る基準の策定にあたっては、気象情報（大雨、洪水、雷情報）の把握のみならず、降雨短時間予報・雨量データなどのリアルタイムの情報について、作業現場において速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業等の中止等の判断に活用する計画を立案すること。

(現場特性に応じた作業等の再開基準の設定)

第6条 受注者等は、中止等に係る基準により作業等を中止した後、気象状況、水位状況の変化により安全と判断される状況を確認した場合の作業等の再開基準を定めること。

(計画立案に関する補足)

第7条 受注者等は、施工計画等の作成に関して、以下の留意事項を反映させることに努めるものとする。

- (1) 急激な増水が察知された場合に、下水管きよなど下水道施設内の作業員が安全かつ迅速に避難できるよう事前に退避するルートの確保、退避時の情報伝達方法に関する事項
- (2) 下水管きよ内から退避するルートは、上下流両方のマンホールを開放し、両方から退避できる計画とすること。
- (3) 下水管きよなど下水道施設内の作業員と外部の工事責任者及び監視員等との連絡装置を装備して、常時下水管きよなど下水道施設内の作業員と連絡をとれるように計画すること。
- (4) KYミーティング等により、事前に下請業者を含めた全作業員に、情報の伝達体制、退避方法の周知徹底など安全計画に関する事項

(連絡体制の整備)

第8条 受注者等は、以下の場合当局監督員に連絡を行うこと。

- ア 当日の作業等を中止する場合
- イ 作業の開始後、作業等を中断する場合
- ウ 作業の中断後、作業等を再開する場合

(その他)

第9条 その他本仕様書に記載なき事項については、監督員との協議による。